八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業

要求水準書

平成 20 年 3 月

八幡平市

目　　次

1　総則

本要求水準書は、八幡平市（以下｢市｣という。）が現在運営している「八幡平市清掃センター」､「八幡平市栗日影沢最終処分場（既設)」、及び整備を計画している「八幡平市一般廃棄物最終処分場（仮称・新設)」（以上の施設を合わせて「本件施設」という。）の運営維持管理について、本件施設の基本性能を発揮させ、その安全性を確保しつつ、効率的かつ総合的、一体的な運営を行うことを目的として、「八幡平市清掃センター等長期包括的管理運営委託事業」（以下「本事業」という。）に適用するものである。

本要求水準書は、本事業の基本的な内容について定めるものであり、本事業の目的達成のために必要な設備あるいは業務等については､募集要項等(募集要項、要求水準書、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集）に明記されていない事項であっても、事業者として選定された企業若しくは企業グループ（以下「受託者」という。）の責任において全て完備あるいは遂行するものとする。

なお、以下では「八幡平市一般廃棄物最終処分場（仮称・新設)」に係る要求水準事項についても記載しているが、事業契約締結段階（平成 20 年 9 月下旬予定）で詳細仕様が確定していないため、現時点において想定する事項を示していることに留意すること。なお、当該施設に係る業務委託費については、詳細仕様が確定した時点（平成 23 年度中）で契約変更を行うことを想定している。

（1）事業概要

本事業は、事業者として選定された受託者に、市及び収集委託事業者等が搬入する一般廃棄物、日常生活及び事業活動に伴う一般廃棄物のうち、本件施設へ直接搬入される一般廃棄物（以下「直接搬入ごみ」という。)、許可業者が搬入する一般廃棄物（以下「許可ごみ」という。)、近隣自治体との協定に基づいて搬入される一般廃棄物及び災害時に搬入される一般廃棄物等､し尿処理施設から発生するし尿し渣等の処理を行うために必要な本件施設の運転並びにユーティリティの確保、日常点検、定期点検、部品等の調達及び補修工事を含めた一切の業務（以下「運営維持管理業務」という。）を委託するものである。

市は、受託者が運営維持管理業務を行う期間（以下「事業期間」という。）にわたって本件施設を所有し､受託者は運営維持管理業務を実施するものとする。

受託者は､本件施設の運営維持管理業務に必要な調達を自ら行うものとする。なお、本件施設のプラント設備工事請負企業（以下「施工企業」という。）の製品（以下「特定部品」という。）の調達に際し、施工企業の協力を求めることができるものとする。

受託者は、特定部品の定期点検、部品等の調達及び補修工事（以下「オーバーホール」という。）について、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により合理的な条件で調達することができるものとする。

受託者は、市職員から円滑に業務を引き継ぐために必要な準備を行う期間（以下「事業準備期間」という。）にて、市職員から引継ぐものとする。

本件施設の内容

名称	八幡平市清掃センター （以下「清掃センター」という。）
立地場所	岩手県八幡平市野駄第 27 地割 621 番地
稼動開始	平成 10 年 4 月
施設概要	①敷地面積：19,700 ㎡ ②建物面積：　3,359 ㎡ ③延床面積：　6,238 ㎡
ごみ焼却施設	①規模：50t/8h（25t/8h×2 基） ②処理方式：機械化バッチ燃焼式 ③竣工：平成 10 年 3 月 ④施工企業：三菱重工業㈱
粗大ごみ処理施設	①規模：15t/5h ②竣工：平成 10 年 3 月 ③施工企業：三菱重工業㈱
手選別処理施設	①処理対象物：空きびん類、ペットボトル、トレイ類 ②竣工：平成 10 年 3 月 ③施工企業：三菱重工業㈱
関連施設	適正処理困難物専用焼却炉（スプリング入り粗大ごみ専用焼却炉）、洗車場、古紙類保管庫、門扉・囲障、植栽、構内道路、駐車場

名称	八幡平市栗日影沢最終処分場 （以下「既設最終処分場」という。）
立地場所	岩手県八幡平市松尾第 1 地割 709 番地
埋立開始	昭和 63 年 6 月
施設概要	①竣工：昭和 62 年 11 月 ②敷地面積：22,775m2 ③埋立面積：10,620m2 ④埋立容量：56,090m3 ⑤浸出水処理施設能力：30m3/日 ⑥浸出水処理施設施工企業：共和化工㈱

名称	八幡平市一般廃棄物最終処分場（仮称） （以下「新設最終処分場」という。）
立地場所（予定）	岩手県八幡平市松尾前森地内、前森山国有林
埋立開始（予定）	平成 24 年 4 月
施設概要（予定）	①竣工：平成 24 年 3 月 ②敷地面積：未定 ③埋立面積：約 5,500m2 ④埋立容量：約 25,000m3 ⑤浸出水処理施設能力：約 15m3/日

※その他、新設最終処分場の浸出水処理施設に係る概略仕様を「3(8)」に示す。

（2）事業期間等

準備引継期間、事業実施期間及び事業期間は、次のとおりである。

内容	日程
準備引継期間	平成20年12月1日から平成21年3月31日まで
事業実施期間	平成21年4月1日から平成31年3月31日まで
事業期間	契約締結から平成31年3月31日まで

（3）一般事項

ア　基本方針

受託者は、本事業を実施するに当たり、本件施設が市の循環型社会形成の中核を成す施設の一つであること、又、市民の理解を得た上で運営されていることを十分自覚した上で適正な運営維持管理に配慮することとし、以下の基本方針を遵守すること。

（ア）一般廃棄物の適正処理・処分

本件施設に搬入される一般廃棄物を常に滞ることなく適正に処理・処分できるよう配慮すること。

①　安定かつ適正な運転の確保

②　市民に安全・安心を与えられる運営維持管理

（イ）環境の保全

地球環境、地域環境などに対する環境負荷の低減と保全に十分配慮すること。

①　公害防止への配慮

②　省エネルギー対策の実践

③　リサイクル・再資源化への努力とこれらの積極的な推進

（ウ）安全の確保

通常時において安全性を確保するだけでなく、天災や事故等の発生時においても迅速な対応が行えるよう安全に配慮し、安定した本件施設の維持管理を行うこと。

①　本件施設における安全性の確保

②　天災や事故発生後の二次災害の発生防止

③　天災・事故等による大量排出ごみの適正処理への積極的な対応

④　安全管理体制マニュアルの作成（災害･防災等）

（エ）経済性への配慮

本件施設の運営維持管理を行うに当たり、効率的かつ効果的な事業運営が行えるよう配慮すること。

①　長期的視野に立った事業運営の確立

②　事業運営体制の効率的な運用

イ　要求水準書の遵守

受託者は、事業実施期間中、本要求水準書に記載される要件を遵守すること。

ウ　関係法令等の遵守

受託者は、事業実施期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「労働安全衛生法」「ダイオキシン類対策特別措置法」等の関係法令等を遵守すること。図表１に関係法令等の例を示す。

図表１　関係法令の例

法令等	法令等
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	特定化学物質等障害予防規則
都市計画法	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
建築基準法	高圧ガス取締法
建設業法	一般高圧ガス保安規則
消防法	有機溶剤中毒予防規則
道路法	酸素欠乏症等防止規則
道路交通法	電気設備に関する技術基準
下水道法	電気工作物の溶接に関する技術基準
水道法	クレーン等安全規則
環境基本法	クレーン構造規格
ダイオキシン類対策特別措置法	クレーン過負荷防止装置構造規格
大気汚染防止法	電気機械器具防爆構想規格
水質汚濁防止法	溶接技術検定基準（JISZ3801）
騒音規制法	日本工業規格（JIS）
振動規制法	日本農林規格（JAS）
悪臭防止法	電気規格調査会標準規格（JEC）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律	日本電気工業会標準規格（JEM）
労働基準法	電線技術委員会標準規格（JCS）
労働安全衛生法	日本油圧工業会規格（JOHS）
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	内線規程
航空法	電気供給規程
電波法	ゴンドラ安全規則
有線電気通信法	地方自治法
電気事業法	グリーン購入法
電気工事士法	特定フロンの排出抑制・使用合理化指針
電気用品取締法	ごみ処理施設性能指針
計量法	市の条例・規則等
事務所衛生基準規則	その他関係法令、規格、規程、通達及び技術指針等
危険物の規制に関する規則・政令	

エ　官公庁等の指導等

受託者は、事業実施期間中、官公庁等の指導等に従うこと。なお、関係法令等改正に伴い本件施設の改修等が必要な場合、その費用の負担は契約書に定める。

オ　官公庁等への申請

受託者は、市が行う本件施設の運営維持管理に係る官公庁等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類、資料等を提出しなければならない。なお、運営維持管理に係る申請等に関しては、受託者の責任と負担により行うこと。

カ　市及び官公庁等への報告

受託者は、本件施設の運営維持管理に関して、市及び官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は、速やかに対応すること。なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等の要求については、市の指示に従うこと。

キ　市等による検査等

受託者は、市等が受託者の運転や設備の点検等を含む運営維持管理全般に対する立ち入り検査等を実施する時は、受託者はこれに全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出すること。

ク　マニュアル及び計画書の作成と提出

受託者は、本事業の実施に当たり受託者が作成するよう定められている各業務のマニュアル及び計画書については、市との協議により作成し提出すること。

ケ　事前準備

受託者は、準備引継期間開始までに、準備引継期間における本件施設の視察及び書類確認の計画書（以下「学習計画書」という。）を作成するものとする。受託者は学習計画書に従って、準備引継期間において、市職員からの引継、運転人員の採用、トレーニングなどの運営開始のための必要な準備業務を必要に応じて市職員の協力を得ながら行うこと。

また、受託者は、事業実施期間開始までに、運営維持管理業務に係る運営マニュアル、運営維持管理計画及び修繕計画（これらをまとめて、以下「事業実施計画書」という。）を作成するものとする。

その他、受託者は、準備引継期間に本事業を実施するに当たり必要とされる許認可等を取得すること。

コ　基本性能

本要求水準書に示す基本性能とは、設備によって備え持つ本件施設としての機能であり、完成図書において保証される内容である。ここで、完成図書とは､建設工事において本件施設の設計を最終的に取りまとめた図書をいう。

サ　処理対象ごみと搬出物

本事業における処理対象ごみ及び資源物並びに搬出物は図表２に示すとおりである。

図表２　処理対象ごみ、資源物及び搬出物

項目	内容
処理対象ごみ	（常時） ・市から排出される一般廃棄物 ・し尿処理施設から発生するし尿し渣 （非常時） ・近隣自治体との協定に基づいて搬入される一般廃棄物 ・災害時に搬入される一般廃棄物
資源物	・ガラス類（空きびん類） ・プラスチック類（ペットボトル、トレイ類） ・紙類（段ボール、新聞紙、雑誌、紙パック） ・金属類（鉄類、アルミ）
埋立物	・焼却灰、飛灰固化物 ・破砕残渣、不燃残渣

シ　公害防止条件

本事業における本件施設での公害防止条件は、以下のとおりである。

（ア）排ガス基準（清掃センター）

排ガスは、図表３に示す目標値を遵守する。

図表３　排ガス基準

項　　目	目　標　値※
ばいじん濃度	0.05g/m³N 以下
塩化水素濃度	200ppm 以下
硫黄酸化物濃度	100ppm 以下
一酸化炭素濃度	75ppm 以下
酸素濃度	6%以上
ダイオキシン類濃度	1ng-TEQ/m³N 以下

※O_2＝12%換算値

※窒素酸化物濃度については、本件施設に脱硝設備がなく、また、排出規制対象外区域であるが、250ppm を目標値として運転管理を行うものとする。

（イ）排水基準（清掃センター）

プラント排水、生活系雑排水は排水処理設備にて処理後、清掃センター内で再利用し、外部放流しない。

（ウ）放流水の排水基準（既設最終処分場）

既設最終処分場の浸出水処理施設から放流する排水は、図表４に示す目標値を遵守する。図表４以外の項目は、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（図表５、以下「基準省令」という。）」における排水基準によるものとする。

図表４　放流水の排水基準（既設処分場）

項　　目	目　標　値
水素イオン濃度（水素指数）	5.8 以上 8.6 以下
生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ 以下
化学的酸素要求量	50mg/ℓ 以下
浮遊物質量	20mg/ℓ 以下
大腸菌群数	30 個/mℓ 未満
窒素含有量	100mg/ℓ 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ 以下

図表５　基準省令における排水基準

項　　目	基　　準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀およびアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀0.005ミリグラム以下
カドミウムおよびその化合物	1リットルにつきカドミウム0.1ミリグラム以下
鉛およびその化合物	1リットルにつき鉛0.1ミリグラム以下
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトンおよびエチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名ＥＰＮ）に限る）	1リットルにつき1ミリグラム以下
六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロム0.5ミリグラム以下
砒素およびその化合物	1リットルにつき砒素0.1ミリグラム以下
シアン化合物	1リットルにつきシアン1ミリグラム以下
ポリ塩化ビフェニル	1リットルにつき0.003ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1リットルにつき0.3ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
ジクロロメタン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
四塩化炭素	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
1,2−ジクロロエタン	1リットルにつき0.04ミリグラム以下
1,1−ジクロロエチレン	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
シス1,2−ジクロロエチレン	1リットルにつき0.4ミリグラム以下
1,1,1−トリクロロエタン	1リットルにつき3ミリグラム以下
1,1,2−トリクロロエタン	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
1,3−ジクロロプロペン	1リットルにつき0.02ミリグラム以下
チウラム	1リットルにつき0.06ミリグラム以下
シマジン	1リットルにつき0.03ミリグラム以下
チオベンカルブ	1リットルにつき0.2ミリグラム以下
ベンゼン	1リットルにつき0.1ミリグラム以下
セレンおよびその化合物	1リットルにつきセレン0.1ミリグラム以下
ほう素およびその化合物	1リットルにつき、10ミリグラム以下
ふっ素およびその化合物	1リットルにつき、8ミリグラム以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物および硝酸化合物	1リットルにつき、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素および硝酸性窒素の合計量100ミリグラム以下
水素イオン濃度（水素指数）	5.8以上8.6以下
生物化学的酸素要求量	1リットルにつき60ミリグラム以下
化学的酸素要求量	1リットルにつき90ミリグラム以下
浮遊物質量	1リットルにつき60ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1リットルにつき5ミリグラム以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	1リットルにつき30ミリグラム以下
フェノール類含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
銅含有量	1リットルにつき3ミリグラム以下
亜鉛含有量	1リットルにつき5ミリグラム以下
溶解性鉄含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
溶解性マンガン含有量	1リットルにつき10ミリグラム以下
クロム含有量	1リットルにつき2ミリグラム以下
大腸菌群数	1立方センチメートルにつき日間平均3,000個以下
窒素含有量	1リットルにつき120（日間平均60）ミリグラム以下
隣含有量	1リットルにつき16（日間平均8）ミリグラム以下

（エ）放流水の排水基準（新設最終処分場）

新設最終処分場の浸出水処理施設から放流する排水は、図表６に示す目標値を遵守する。図表６以外の項目は、図表５に示す基準省令における排水基準によるものとする。

図表６　放流水の排水基準（新設最終処分場）

項　　目	目　標　値
生物化学的酸素要求量	20mg/ℓ 以下
化学的酸素要求量	50mg/ℓ 以下
浮遊物質量	10mg/ℓ 以下
窒素含有量	100mg/ℓ 以下
ダイオキシン類	10pg-TEQ/ℓ 以下
カルシウムイオン濃度（目標値）	100mg/ℓ 以下

（オ）熱しゃく減量に係る基準

焼却灰の熱しゃく減量は、図表７に示す目標値を遵守すること。

図表７　熱しゃく減量に係る基準

項　　目	目　標　値
焼却灰熱しゃく減量	7%

（カ）飛灰処理物に係る溶出基準

飛灰処理物に係る溶出基準は、「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（総理府令第 5 号、昭和 48 年 2 月 17 日）を満たすこと。

図表８　飛灰処理物に係る溶出基準

項　　目	基　　準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ 以下
カドミウム又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下
セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下
鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下
六価クロム化合物	1.5mg/ℓ 以下
ひ素又はその化合物	0.3mg/ℓ 以下

（キ）ダイオキシン類に係る処理基準

ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン及びダイオキシン類対策特別措置法を遵守すること。

図表９　ダイオキシン類に係る処理基準

項　　目	基　　準
焼却残渣	3ng-TEQ/g

（ク）粉じん基準

集じん設備排気筒出口における粉じん濃度基準及び作業環境基準は、図表１０に示すとおりである。

図表１０　粉じん基準

項　　目	基　　準
排気筒出口粉じん濃度	0.05g/Nm^3 以下
作業環境基準	5g/Nm^3 以下

（ケ）騒音基準（全施設）

本件施設から発生する騒音については、敷地境界線において図表１１に

示す基準を遵守すること。

図表１１　騒音基準（全施設）

時　間　帯	基　　準
朝　　　（ 6：00　～　 8：00）	55 デシベル以下
昼間　　（ 8：00　～　19：00）	
夕　　　（19：00　～　22：00）	
夜　　　（22：00　～　 6：00）	

（コ）振動基準

敷地境界線において、清掃センター及び既設最終処分場から発生する振動については図表１２、新設最終処分場から発生する振動については図表１３に示す基準を遵守すること。

図表１２　振動基準（清掃センター、既設最終処分場）

時　間　帯	基　　準
昼間　　（ 8：00　～　19：00）	65 デシベル以下
夜間　　（19：00　～　 8：00）	60 デシベル以下

図表１３　振動基準（新設最終処分場）

時　間　帯	基　　準
昼間　　（ 8：00　～　19：00）	60 デシベル以下
夜間　　（19：00　～　 8：00）	55 デシベル以下

（サ）悪臭基準（全施設）

本件施設から発生する悪臭については、敷地境界線において図表１４に示す基準を遵守すること。

図表１４　悪臭基準

項　　目	基　　準（ppm）	項　　目	基　　準（ppm）
アンモニア	1 以下	イソ吉草酸	0.001 以下
メチルメルカプタン	0.002 以下	トルエン	10 以下
硫化水素	0.02 以下	キシレン	1 以下
硫化メチル	0.01 以下	酢酸エチル	3 以下
二硫化メチル	0.009 以下	メチルイソブチルケトン	1 以下
トリメチルアミン	0.005 以下	イソブタノール	0.9 以下
アセトアルデヒド	0.05 以下	プロピオンアルデヒド	0.05 以下
スチレン	0.4 以下	ノルマルブチルアルデヒド	0.009 以下
プロピオン酸	0.03 以下	イソブチルアルデヒド	0.02 以下
ノルマル酪酸	0.001 以下	ノルマルバレルアルデヒド	0.009 以下
ノルマル吉草酸	0.0009 以下	イソバレルアルデヒド	0.003 以下

ス　用役条件

（ア）清掃センター

①　給排水

用水はすべて上水を使用しており、受託者の名義で、市水道事業所より調達する。また、プラント排水及び生活系雑排水は施設内で処理した後、再使用し無放流とする。

②　電気

現施設の受電方式は高圧 6.6kV 受電方式であり、使用する電力は受託者の名義で電力供給会社より調達する。

③　電話

受託者用外線は、必要分を受託者の名義で電話会社から新規に調達し、新規の引き込みに係る費用については受託者が負担する。

④　燃料

助燃及び適正処理困難物専用焼却炉燃料としてA重油を使用する。

⑤　薬剤

排ガス処理、排水処理、残さ処理等に薬剤を使用する。

⑥　油脂類

各設備、機器類等に使用する。

（イ）既設最終処分場

①　給排水

用水は井水を使用する。施設内の排水は、原水槽へ送り系内処理した後放流する。

②　電気

現施設の受電方式は3相200V受電方式であり、使用する電力は受託者の名義で電力供給会社より調達する。

③　電話

受託者用外線は、必要分を受託者の名義で電話会社から新規に調達し、新規の引き込みに係る費用については受託者が負担する。

④　薬剤

浸出水処理に薬剤を使用する。

⑤　油脂類

各設備、機器類等に使用する。

（ウ）新設最終処分場（予定）

①　給排水

用水は井水を使用する。施設内の排水は、原水槽へ送り系内処理した後放流する。

②　電気

高圧又は低圧で受電する。

③　薬剤

浸出水処理に薬剤を使用する。

④　油脂類

各設備、機器類等に使用する。

セ　特定部品の調達

受託者は、本件施設の運営維持管理業務の実施において、本件施設の施工企業からの特定部品の調達に際し、施工企業の協力を求めることができる。また、特定部品のオーバーホールについて、自ら代替品の調達を行うことが困難な場合、施工企業の協力により、合理的な条件で調達することができるものとする。

なお、受託者が自らの責任において施工企業以外から調達することも認め

るが、調達に関わる一切の責任を負うものとする。また、受託者が施工企業以外から特定部品にかかるオーバーホールを調達する場合には、本件施設の機能を維持できることを市に説明するとともに、当該部品の調達先・調達時期等について報告すること。

ソ　車両・重機等

受託者が、本事業において必要な車両・重機等は、本件施設の運転管理・維持管理に支障のないものを用意すること。ただし、図表１５に掲げる市が所有する車両・重機については、受託者が要否について判断し市と協議すること。当該車両・重機を使用する場合、市は、無償で受託者に貸与するが、維持管理費（重量税、自賠責保険料、任意保険料、燃料、検査・点検・整備費用、不要になった場合の廃車処分等を含む）は、受託者が負担すること。なお、市は貸与した車両・重機の更新は行わない。車両等の更新が必要となった場合は、受託者が代替車両等を用意すること。

図表１５　市が所有する車両・重機一覧

種類（メーカー）	規格・能力等	取得年	備考
フォークリフト（トヨタ）	６ＦＤ・2.5t	平成９年	ハイマスト
フォークリフト（トヨタ）	７ＦＤ・2.5t	平成 14 年	
バックホー（コマツ）	ＰＣ45・0.14 ㎥	平成 10 年	ﾍﾟﾝﾁｬｰｱﾀｯﾁﾒﾝﾄ付
ホイールローダ（コマツ）	ＷＡ30・0.4 ㎥	平成５年	構内除雪用
ホイールローダ（コマツ）	ＷＡ100・1.3 ㎥	平成 15 年	1995 年式、処分場搬入路除雪用
ブルドーザー（キャタピラー）	Ｄ４Ｈ	平成７年	処分場整地用

タ　災害発生時等の廃棄物の処理

災害その他不測の事態により、本要求水準書に示す計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生するなどの状況に対して、その処理・処分を市が実施しようとする場合、受託者はその処理・処分に協力しなければならない。

チ　事業期間終了時における本件施設の要求水準

受託者は、事業期間終了時において、下記に示す事項を満たした上で、市に引き渡すこと。

（ア）市が本要求水準書に記載の業務の実施のために継続して使用することに支障のない状態であることを、第三者機関による機能検査を実施し確認すること。

（イ）建物の主要構造部、内外の仕上げ及び設備機器等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

（ウ）主要な設備機器等が基本性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。

（エ）このほか、事業期間終了時の施設の引継ぎ時における詳細条件（大規模修繕を含む）は、市と事業者の協議によるものとする。ここで大規模修繕とは、土木・建築の主要構造物について行う過半の修繕及び設備機器、配線、配管等の全面的な更新をいう。

（４）運営維持管理条件

ア　運営維持管理

本事業の運営維持管理は、以下に基づいて行うものとする。

（ア）募集要項

（イ）要求水準書

（ウ）事業契約書

（エ）各種質問回答書

（オ）受託者が提案した書類

（カ）その他市の指示するもの

イ　提案書類の変更

受託者より提出された応募書類において、要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、受託者の責任において要求水準書を満足させる変更を行い提出するものとする。

ウ　要求水準書記載事項

（ア）記載事項の補足等

本要求水準書に記載された事項は、本事業における基本的部分について定めたものであり、これを上回って運営維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に記載されていない事項であっても、本件施設の運営維持管理のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施しなければならない。

（イ）参考図書の取り扱い

本要求水準書の図表で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。受託者は「(参考)」と記載されているもの以外についても、本件施設の運営維持管理のために受託者が必要と判断し、提案した事項については、全て受託者の責任において実施しなければならない。

エ　契約金額の変更

事業提案の提出後に、「1(4)イ及び 1(4)ウ」により事業内容の変更があった場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

2　運営維持管理業務

（1）全体組織計画の作成

受託者は、本事業にかかる業務実施体制について、準備引継期間開始前までに、以下により適切な全体及び施設別の組織構成を計画・配置すること。

ア　受託者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者を配置すること。

イ　受託者は、本事業を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。

ウ　本件施設の運転管理を適切に行うための人員配置を行うこと。以下に必要な有資格者の例を示すが、このほかに必要な資格がある場合は、その有資格者を配置すること。

（ア）廃棄物処理施設技術管理者（ごみ処理施設、最終処分場）

（イ）クレーン運転士

（ウ）危険物取扱者

（2）労働安全衛生管理・作業環境管理体制の整備

受託者は、本事業にかかる労働安全衛生・作業環境管理体制について、以下により計画すること。

ア　作業環境管理基準

（ア）受託者は、本件施設の運営においてダイオキシン類対策特別措置法、労働安全衛生法等を遵守した作業環境管理基準を定めること。

（イ）受託者は、管理運営に当たり、作業環境管理基準を遵守すること。

（ウ）受託者は、法改正等により作業環境管理基準を変更する場合は、市と協議すること。

イ　作業環境管理計画

（ア）受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本事業に必要な管理者、組織等を整備すること。

（イ）受託者は、整備した安全衛生管理体制について市に提出・報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告すること。

（ウ）受託者は、事業実施期間中、作業環境管理基準の遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた作業環境管理計画を作成・提出し、市の承諾を得ること。

（エ）受託者は、作業環境管理計画に基づき、作業環境管理基準の遵守状況を確認すること。

（オ）受託者は、作業環境管理基準の遵守状況について市に報告・提出すること。

（カ）受託者は、作業に必要な保護具、測定器具等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

（キ）受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。

（ク）受託者は、ダイオキシン類のばく露防止上必要な組織等を整備し、管理者を設置すること。整備した体制について市に提出･報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出･報告すること。

（ケ）受託者は、日常点検、定期点検整備等により、労働安全・衛生上、本件施設改善の必要がある場合は、市と協議のうえ実施すること。

（コ）受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。

（サ）受託者は、従事者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。

（シ）受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。なお、訓練の開催については、事前に市に連絡し、訓練実施後は報告書を提出するとともに、市の参加についても協議すること。

（ス）受託者は、本件施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、本件施設の作業環境を常に良好に保つこと。

（3）防火管理体制の整備

ア　受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本件施設の防火上必要な組織等を整備し、管理者を設置すること。

イ　受託者は、整備した防火管理体制について市に提出･報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告すること。

ウ　受託者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防火管理上、必要がある場合は、市と協議のうえ、本件施設の改善を行うこと。

エ　受託者は、特にごみピットについては、入念な防火管理を行うこと。

（4）連絡体制の整備

受託者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備し、提出・報告すること。なお、体制を変更した場合も、速やかに市に提出・報告すること。

（5）施設警備・防犯体制の整備

ア　受託者は、本件施設の警備・防犯体制を整備すること。

イ　受託者は、整備した施設警備･防犯体制について市に提出･報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に提出・報告すること。

ウ　受託者は、本件施設内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

エ　受託者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

オ　夜間、休日等は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

（6）施設見学者等への対応

本件施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整等は市が行うものとし、受託者は、施設見学者の案内、説明等の対応を行うこと。

受託者は、常に適切な運営維持管理を行い、市の要請がある時は市とともに本件施設の運転状況の説明を行い、市民及び周辺住民の理解、協力を得るよう努めること。なお、市民等による意見等があった場合は、市との協議の上、適切に対応し、その結果を市に提出・報告すること。

（7）市民への対応

受託者は、本件施設に市職員が不在時に電話照会、来客等市民への適切な対応を行うこと。

（8）帳票類の管理及び記録の保存

ア　帳票類の管理

受託者は、本事業に伴う各組織の管理運営に必要な帳票類を整備し管理運用すること。なお、市より報告･提出を求めた場合は速やかに提出すること。

イ　補修履歴等の記録

本件施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行うこと。

ウ　記録の保存

本件施設の運営維持管理に関する点検、検査その他の措置及び会計記録を作成し、事業実施期間中、保存すること。また、市の求めに応じ、運営維持管理に係る資材調達コスト、維持管理に係る実施コスト及び作業人工の積算根拠などのコストデータを提供できるようデジタルデータとして管理すること。

（9）各種調査票の回答

受託者は、本件施設へのアンケート等の調査依頼があった場合は、調査票の作成等、市の指示に基づき対応すること。

（10）地域経済への配慮

受託者は、関係法令等に基づく雇用基準等を遵守した上で、地元雇用、地元企業の育成・貢献、地域経済への配慮をすること。

（11）本件施設への市職員常駐への配慮

本件施設には、市職員が本事業の円滑な遂行と受託者へのモニタリングを目的として常駐する予定である。常駐する人数は若干名を予定しており、常駐場所は清掃センター内とする。市職員及び来庁者並びに見学者が直接的に費消する電気･水･トイレットペーパー等に係る経費は原則的に委託料に含まれるものとし、別途支払は行わない。なお、当該事項に係る詳細は、受託者と別途協議して決定するものとする。

3　運転管理業務

（1）受入管理業務（清掃センター共通）

ア　受入管理業務

（ア）受託者は、搬入されるごみ及び搬出物に対して適切な区分に従い、計量部にて計量記録を行い、受け入れ先の指示をすること。

（イ）受託者は、安全に搬入が行われるように、プラットホーム内及び本件施設周辺において搬入車両に行き先を指示すること。必要に応じて指導員を配置する等、適切な指示を行うこと。

（ウ）受託者は、正しくごみが分別されていない場合には、指導を行う等、搬入される廃棄物について処理不適物の除去及び混入防止に努めること。

（エ）受託者は、搬入されたごみのうち、段ボール箱等に入れられたものについてはその中身について確認すること。また、資源化が可能なものについては、資源化を行うこと。

（オ）受託者は、搬入された廃棄物に処理不適物があった場合は、搬入者に持ち帰りさせること。

（カ）受託者は、搬入ごみの荷降ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。

（キ）受託者は、市が不定期に行う展開検査（パッカー車等の中身の検査）に協力すること。

イ　適正処理

（ア）受託者は、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

（イ）受託者は、施設より排出される焼却残渣等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。

（ウ）受託者は、施設より排出される飛灰を、重金属等が溶出しないよう、関係法令、公害防止条件を遵守しつつ適正に処理すること。

ウ　適正運転

受託者は、関係法令、公害防止条件等を満たすように施設を運転管理すること。

エ　焼却残渣等の運搬

受託者は、施設より発生する焼却残渣等が関係法令、公害防止条件等を満たすことを定期的に確認すること。

また、受託者は、本件施設から発生する焼却残渣等（焼却灰、飛灰、カレット残渣及び破砕処理（シュレッダー）残渣）を最終処分場まで搬出すること。

オ　資源品等の売却、引渡し

受託者は、本件施設から発生する資源品等（トレイ類、紙（古紙）類、金属類（金属プレス類、処理不適物類））を受託者が確保した引き取り先に売却すること。また、受託者は、本件施設から発生するペットボトル、空きび

ん類を財団法人日本容器包装リサイクル協会に分別基準を満たした上で引き渡すこと。

（２）運転管理業務（清掃センター共通）

ア　運転管理体制の整備

（ア）受託者は、施設を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。

（イ）受託者は、整備した運転管理体制について市に提出・報告し、市の承諾を得ること。

（ウ）受託者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に提出・報告し、市の承諾を得ること。

イ　運転管理計画の作成

（ア）受託者は、市と協議のうえ、計画処理量に基づく施設の点検、補修等を考慮した年間運転管理計画を毎年度作成し、市に提出すること。

（イ）受託者は、年間運転管理計画に基づき、毎月、月間運転管理計画を作成し、市に提出すること。

（ウ）受託者は、作成した年間運転管理計画及び月間運転管理計画に変更が生じる場合、市と協議のうえ、計画を変更し提出すること。

ウ　運転管理マニュアルの作成

（ア）受託者は、施設の運転操作並びに保守管理に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成し、提出した上、市の承諾を得ること。

（イ）運転管理マニュアルには、爆発・火災事故の発生防止対策等について定めること。

（ウ）受託者は、運転管理マニュアルに基づいた運転･保守を実施すること。

（エ）受託者は、市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善し、市に提出すること。

エ　運転管理記録の作成及び報告・提出

受託者は、各施設機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、分析値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、市に報告・提出すること。なお、作成及び報告・提出する運転管理記録については次の帳票も含むこと。

（ア）ごみピット残量推計表

（イ）破砕不適物報告書

（ウ）予備品・消耗品管理台帳

（エ）その他、市が指定したもの

オ　計量業務

（ア）計量管理体制の整備

①　受託者は、計量機を適切に運転管理し、搬入される廃棄物の計量を行

うこと。

② 受託者は、計量機を適切に運転管理するために、運転管理体制を整備すること。

③ 受託者は、整備した運転管理体制について市に報告・提出し、市の承諾を得ること。

④ 受託者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に報告・提出し、市の承諾を得ること。

（イ）受入管理

受託者は、廃棄物、搬出物、回収物等を搬入・搬出する車両を計量機において記録・確認、管理するとともに市に毎日報告・提出すること。

受託者は、搬入ごみを搬入しようとする者に対して、搬入ごみの排出地域、性状、形状、内容について、市が定める基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない搬入ごみを確認した場合は、受け入れてはならない。また、その旨を速やかに市に報告すること。なお、搬入者への指導又は協議について、明確に記録をとり市へ提出すること。

（ウ）案内・指示

受託者は、搬入車両に対し、施設までのルートとごみの降ろし場所について、案内・指示しなければならない。

（エ）ごみ処理手数料の徴収

受託者は、清掃センターに直接ごみを搬入しようとする者のうち、現金でごみ処理手数料の支払いをする者から、市が定める金額を、市が定める方法で、徴収しなければならない。受託者は、徴収した料金を市が定める方法によって、市の指定金融機関へ引き渡すこと。

（オ）受付

計量棟における受付時間は、下記のとおりとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する祝日（ハッピーマンデー、振替休日及びみどりの日は除く。）及び年末年始（12 月 31 日～1 月 3 日）を除く。なお、市が事前に指示する場合は、上記にかかわらず、受付業務を行うこと。

① 月曜日から金曜日まで
午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（昼休憩時間を含む）

② 第４日曜日
午前 9 時から午後 3 時まで（昼休憩時間を含む）

③ 年末（12 月 29 日、12 月 30 日）
午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで（昼休憩時間を含む）

カ 平成 18 年度処理量実績

平成 18 年度における清掃センターへの搬入量実績は以下のとおりである。

・燃えるごみ	8,856t
・燃えないごみ	311t
・粗大ごみ	369t

・埋立ごみ　6t
・資源ごみ　1,481t
合計　11,023t

（３）運転管理業務（ごみ焼却施設）

ア　ごみ焼却施設の運転管理

受託者は、焼却施設の各設備を適切に運転管理し、焼却施設の基本性能（「1（3）コ」参照）を発揮させ、関係法令、公害防止条件等を遵守し、搬入される廃棄物を適正に処理するとともに、経済的な運転管理に努めること。

イ　運転条件

受託者は、以下に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

（ア）処理量

事業実施期間中の処理量の参考値として、図表１６及び図表１７に平成18 年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成 30 年度における予定搬入量は、年間約 8,854 t である。

図表１６　搬入ごみ実績（平成 18 年度実績）

燃えるごみ	8,856t
合　　計	8,856t

図表１７　燃えるごみ等の処理状況（平成 18 年度実績）

搬入量	燃えるごみ	8,856t
	粗大ごみ処理施設からの選別可燃物	174t
	手選別処理施設からの選別可燃物	44t
	合　　計	9,074t
処理量	稼働日数（1 号炉）	220 日
	焼却処理量（1 号炉）	4,882t
	稼働日数（2 号炉）	218 日
	焼却処理量（2 号炉）	4,883t

（イ）施設の運転

現在、施設の運転時間は 8 時間/日の 2 炉運転としているが、事業実施期間中は原則として片炉運転とする。

（ウ）ごみ質

ごみ焼却施設の対象ごみ質実績（平成 18 年度実績）は図表１８のとおりである。

図表１８　燃えるごみのごみ質（平成 18 年度実績）

項目		単位	平均値
種類組成	紙、布類	%	55.0
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	29.5
	木、竹、わら類	%	4.3
	ちゅう芥類	%	8.8
	不燃物類	%	1.4
	その他	%	1.1
単位容積重量		kg/m^3	119
三成分	水分	%	48.2

	灰分	%	5.1
	可燃分	%	46.8
低位発熱量（実測値）		kcal/kg	1,813

※種類組成及び三成分については、4回の測定値の単純平均であるため、合計は100%にならない。

（エ）最終処分量の状況

ごみ焼却施設から搬出される最終処分量は図表１９のとおりである。

図表１９　燃えるごみの処分量（平成18年度実績）

焼却灰、飛灰固化物	1,035t
合　　　計	1,035t

（オ）公害防止条件

１（3）シに示す各基準値を遵守すること。なお、排ガスについては常時監視を行うこと。

（カ）用役条件

１（3）ス参照

ウ　受入廃棄物の性状分析

受託者は、ごみ焼却施設に搬入された廃棄物の性状について、定期的（年4回以上）に廃棄物組成の分析・管理を行うこと。

エ　搬出物の性状分析

（ア）受託者は、施設より搬出される処理不適物、焼却残さ等の量について、種類別に計量・管理を行うこと。

（イ）受託者は、施設より搬出される飛灰固化物の性状に関し、図表８に示す項目について定期的に（年１回以上）分析・管理を行うこと。

（４）運転管理業務（粗大ごみ処理施設）

ア　粗大ごみ処理施設の運転管理

（ア）受託者は、施設の各設備を適切に運転管理し、施設の基本性能（「1（3）コ」参照）を発揮させ、搬入される廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し適正に処理するとともに、経済的な運転に努めること。

（イ）受託者は、廃棄物の処理にあたり、資源物の回収に努めること。

イ　運転条件

受託者は、以下に示す条件に基づき、搬入される廃棄物を滞りなく処理できるように、施設を適切に運転管理すること。

（ア）処理量

事業実施期間中の処理量の参考値として、図表２０に平成18年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成30年度における予定搬入量は、年間約881ｔである。

図表２０　搬入ごみ実績（平成18年度実績）

搬入量	燃えないごみ	311t
	粗大ごみ	369t
	空き缶類	166t
	合　　　計	846t
稼働状況	稼働日数（破砕機運転日数）	148日
	稼働日数（施設運転日数）	3日/週

	処理量	846t

（イ）運転時間

施設の運転時間は、原則として5時間/日とする。

（ウ）資源化物、残渣量の状況

資源化等の状況は、図表２１に示すとおりである。

図表２１　粗大ごみ処理施設の処理状況（平成18年度実績）

処理量	燃やせないごみ、粗大ごみ、空き缶類	846t
処理内訳	焼却対象	174t
	埋立（破砕残渣）処分対象	245t
	シュレッタープレス（鉄・アルミ）	169t
	処理（破砕）不適物雑品	92t
	スチール缶プレス	127t
	アルミニウム缶プレス	39t

（エ）公害防止条件

1（3）シ参照

（オ）用役条件

1（3）ス参照

ウ　資源物の保管、売却、引渡し

鉄類、アルミ類を圧縮・成型した資源物並びに処理（破砕）不適物雑品は、成型品等貯留ヤードに保管するとともに、成型品等の保管状況について市に報告・提出すること。なお、受託者は、本件施設から発生する資源品等（金属類）を受託者が確保した引き取り先に売却すること。

（５）運転管理業務（手選別処理施設）

ア　手選別処理施設の運転管理

（ア）受託者は、施設の各設備を適切に運転管理し、施設の基本性能（「1（3）コ」参照）を発揮させ、搬入される廃棄物を、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し適正に処理するとともに、経済的な運転に努めること。

（イ）受託者は、廃棄物の処理にあたり、資源物の回収に努めること。

イ　運転条件

（ア）処理量

事業実施期間中の処理量の参考値として、図表２２に平成18年度の実績を示す。なお、手選別処理施設で選別を行う対象ごみは空きびん類とペットボトルである。なお、事業終了年度である平成30年度における予定搬入量は、年間約1,289ｔである。

図表２２　搬入ごみ実績（平成18年度実績）

搬入量	空きびん類	455t
	ペットボトル	78t
	トレイ類	10t
	段ボール	187t
	新聞紙	291t
	雑誌	286t
	紙パック	8t
	合　　計	1,315t

（イ）運転時間

施設の運転時間は、原則として5時間/日とする。

（ウ）資源物の状況

資源物の状況は、図表２３に示すとおりである。

図表２３　資源物の状況（平成18年度実績）

処理後量	空きびん類	264t
	ペットボトル	40t
	トレイ類	4t
	段ボール	173t
	新聞紙	291t
	雑誌	274t
	紙パック	8t
	合　　計	1,054t

（エ）公害防止条件

1（3）シ参照

（オ）用役条件

1（3）ス参照

ウ　資源物の保管、売却、引渡し

受託者は、本件施設から発生する資源品等（トレイ類、紙（古紙）類）を保管するとともに受託者が確保した引き取り先に売却すること。また、受託者は本件施設から発生するペットボトル、空きびん類を財団法人日本容器包装リサイクル協会に分別基準を満たした上で引渡すこと。

（6）運転管理業務（既設・新設最終処分場共通）

ア　運転管理体制の整備

（ア）受託者は、埋立作業及び浸出水処理施設の運転等を適切に実施するために、運転管理体制を整備すること。

（イ）受託者は、整備した運転管理体制について市に報告･提出し、市の承諾を得ること。

（ウ）受託者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに市に報告･提出し、市の承諾を得ること。

イ　運転管理計画、マニュアルの作成

（ア）受託者は、運転管理に関する以下の書類を作成･提出し、市の承諾を得ること。

①　搬入管理マニュアル（埋立廃棄物受入基準を含む）

②　埋立作業マニュアル

③　搬入管理計画書

④　埋立作業計画書

⑤　浸出水処理施設運転管理マニュアル

⑥　浸出水処理施設運転管理計画書

⑦　廃止計画書

（イ）浸出水処理施設運転管理マニュアル

① 受託者は、浸出水処理施設の運転操作に関して、操作手順、方法について取扱説明書に基づき基準化した運転管理マニュアルを作成･提出し、市の承諾を得ること。

② 運転管理マニュアルには、放流水等の水質分析の実施について定めること。

③ 運転管理マニュアルには、事故の発生防止対策等の安全面に関して定めること。

④ 受託者は、運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。

⑤ 受託者は、市の承諾を得て、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを随時改善し、市に提出すること。

（ウ）浸出水処理施設運転計画書

① 受託者は、市と協議のうえ、施設の点検、補修等を考慮した年間運転保守計画を毎年度作成し、市に提出すること。

② 受託者は、年間運転保守計画に基づき、毎月、月間運転保守計画を作成し、市に提出すること。

③ 受託者は、作成した年間運転保守計画及び月間運転保守計画に変更が生じる場合、市と協議のうえ、計画を変更し提出すること。

ウ 運転管理記録の作成及び報告・提出

受託者は、埋立処分量、各施設機器の点検データ、運転データ及び電気等の用役データを記録するとともに、測定値、補修、故障及び事故等の内容を含んだ運転日誌、業務日報、月次業務報告書、年次業務報告書等を作成し、市に報告・提出すること。また、市民等からの苦情及び事故、その他市が報告を要求する場合は速やかに報告・提出すること。

エ 搬入管理及び搬入路管理

受託者は、搬入される埋立廃棄物を市が示す受入基準に基づき搬入監視を行うこと。不適物の混入が確認された場合は、適切に除去し、その処理について市と協議すること。

また、受託者は、国道から最終処分場までの搬入路の維持管理を実施すること。また、冬季間は除雪を実施すること。

オ 埋立管理及び覆土作業

受託者は、埋立作業に当たり、以下の事項等に留意すること。

（ア）埋立作業に当たっては、予め策定した埋立計画を遵守すること。

（イ）埋立廃棄物を計画的に順序良く埋立し、埋立廃棄物を種別に区分できるよう記録し、埋立作業場所の最小化に努めること。

（ウ）埋立廃棄物の搬入が安全に行なわれるよう、状況に応じて的確に搬入車両を案内・指示すること。

（エ）埋立廃棄物の減容化に努めるとともに、環境汚染の未然防止、地盤の安定化を十分勘案すること。

（オ）ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、そ族昆虫の発生防止、火災の発生防止及び景観等、環境保全の対策を目的に必要に応じて覆土を励

行すること。なお、覆土材は受託者が調達すること。
（カ）埋立進捗状況を把握するため、年 1 回以上、残余容量の測定を実施すること。
（キ）遮水工の損傷に配慮し、重機の走行(急激な旋回等)や法面部遮水シート付近における埋立作業に十分注意すること。
（ク）周辺の環境保全上必要に応じて脱臭、殺虫及び消毒等に努め、薬剤の散布等を行うこと。

カ　埋立進行に伴う施設整備

受託者は､埋立の進行に伴い必要となる以下の施設整備を行うこと｡なお、整備した設備・機器等の所有権は市に帰属する。また、当該施設整備の着工前に市と十分協議するとともに、竣工の際は遅滞なく市に報告し関係書類の提出をすること。

（ア）ガス抜き設備の継ぎ足し。
（イ）埋立場所の移動等に伴う埋立地内搬入道路の設置替え。なお、搬入道路に使用する材料は受託者が調達すること。

キ　浸出水処理施設の運転管理

受託者は、浸出水処理施設の運転管理に当たり、以下の事項等に留意すること。

（ア）運転時間

①　浸出水処理施設は、原則として事業実施期間中連続運転とする。

②　停電時及び停止時は、別途市の指示に従うこと。

（イ）公害防止条件

1（3）シ参照

（ウ）用役条件

1（3）ス参照

（エ）適正管理

各機器の機能及び用途を十分に理解し、運転計画に基づき適正な運転管理を行うこと。

（オ）的確な運転管理

気象条件にあわせた的確な運転管理を行なうこと。

（カ）その他

備品、什器、物品等を常に安全に保管し、必要の際には支障なく使用できるよう適切に管理すること。

ク　その他基本条件

（ア）関係法令等を遵守し、適切な運営を行なうこと。
（イ）合理的かつ効率的な事業実施に努めること。
（ウ）環境汚染の発生の未然防止に努めること。
（エ）施設の環境を安全かつ快適に保ち、従事者等の健康被害を未然に防止すること。
（オ）従事者に対し、廃棄物の受入作業、埋立作業、施設の運転管理につい

て、定期的な教育指導を行うこと。
（カ）埋立地内を含めた施設全体の美観の保持に配慮すること。
（キ）市への報告・提出を適切に行うこと。
（ク）事業の遂行にあたり必要な各種マニュアル、計画書等を作成すること。

（７）運転管理業務（既設最終処分場）

受託者は、既設最終処分場の各設備を適切に運転管理し、既設最終処分場の基本性能（「1（3）コ」参照）を発揮させ、埋立地に搬入される埋立廃棄物及び発生する浸出水を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理処分するとともに、経済的な運転管理に努めること。

ア　運転条件

受託者は、以下に示す条件に基づき、搬入される埋立廃棄物を滞りなく処分できるように、施設を適切に運転管理すること。

（ア）埋立処分量

事業実施期間中の処分量の参考値として、図表２４に平成18年度の実績を示す。なお、事業終了年度である平成30年度における予定処分量は、年間約1,330ｔである。

図表２４　埋立処分量（平成18年度実績）

焼却灰、飛灰固化物	1,035t
粗大ごみ処理施設からの残渣	245t
手選別処理施設からの残渣	191t
直接埋立ごみ	6t
合　　計	1,477t

（イ）浸出水原水の水質

埋立地から発生する浸出水原水水質について、図表２５に平成18年度の実績を示す。

図表２５　浸出水原水の水質（平成18年度実績）

項　　目	単位	計画流入水質	実績値
水素イオン濃度	-	5.0～9.0	6.7～7.9
生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	200	11.0（最大）
化学的酸素要求量	mg/ℓ	100	8.8（最大）
浮遊物質量	mg/ℓ	200	84（最大）
窒素含有量	mg/ℓ	―	8.39（最大）
燐含有量	mg/ℓ	―	0.39（最大）
塩化物イオン濃度	mg/ℓ	―	3,730（最大）
カルシウムイオン濃度	mg/ℓ	―	807（最大）

イ　最終覆土作業

受託者は、平成24年3月の閉鎖（予定）後、最終覆土を施工すること（覆土材は覆土置場より運搬すること。）。

（ア）最終覆土の施工は、計画する埋立容量に達した後、速やかに行なうこと。
（イ）最終覆土には、降雨の浸食に対し抵抗が強く、透水性が小さい土砂を用いること。
（ウ）埋立地の開口部は全て最終覆土で覆い、転圧締固めを十分に行うこと。

（エ）最終覆土に当たっては、ガス抜き設備が有効に機能するよう配慮すること。

ウ　廃止計画書の作成

募集要項等に定められた環境関連の法規制や基準等を遵守しつつ、廃止基準（一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準）を満たすために必要な措置を記した廃止計画書（以下「廃止計画書」という。）を提出し、市に確認を受けるものとする。受託者は、廃止計画書に基づき、最終処分場の廃止に向けた必要な措置を講じること。

エ　廃止基準への適合

受託者から提出される水質分析結果等をふまえ、市が岩手県へ廃止確認申請書を提出し、岩手県が廃止の確認を行った後、既設最終処分場の運転管理・維持管理は終了する。なお、廃止後における施設・設備の撤去・改造等については市が行う。

（８）運転管理業務（新設最終処分場）

受託者は、新設最終処分場の各設備を適切に運転管理し、新設最終処分場の基本性能（「1（3）コ」参照）を発揮させ、埋立地から発生する浸出水を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理処分するとともに、経済的な運転管理に努めること。なお、新設最終処分場の浸出水処理施設に係る概略概要（いずれも予定値）を以下に示す。

ア　処理能力

15m^3/日

イ　浸出水処理方式

凝集沈殿（Ca 除去）＋生物処理（BOD 酸化）＋凝集沈殿＋砂ろ過＋消毒

ウ　流入水質

新設最終処分場における流入水質は、図表２６のとおりである。

図表２６　流入水質

項　　目	単位	計画流入水質
水素イオン濃度	-	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量	mg/ℓ	100
化学的酸素要求量	mg/ℓ	100
浮遊物質量	mg/ℓ	300
窒素含有量	mg/ℓ	100
カルシウムイオン濃度	mg/ℓ	1,500

エ　処理時間

浸出水処理施設は、原則として事業実施期間中連続運転とする。

オ　公害防止基準

1（3）シ参照

４　維持管理業務

（１）維持管理業務（本件施設共通）

ア　備品・什器・物品・用役の調達計画の作成

受託者は、施設の年間運転管理計画及び月間運転管理計画に基づき、経済性を考慮した備品・什器・物品・用役の調達計画（年間調達計画、月間調達計画）を作成し、提出すること。

イ　備品・什器・物品・用役の管理

受託者は、調達計画に基づき調達した備品・什器・物品・用役を常に安全に保管し、必要な際には支障なく使用できるように適切に管理すること。

ウ　備品・什器・物品・用役の事業期間終了後の取扱い

運営管理に必要な備品・什器・物品のうち、受託者が新たに購入したものは、原則として受託者に帰属するものとするが、その取り扱いについては事業期間終了時に市と協議する。また、予備品、消耗品については、市が事業期間開始時に、市の所有するものを受託者に引き渡すため、受託者は、事業期間終了時には、施設の運転に必要な用役を補充し、事業期間開始時に市から引渡しを受けた数量程度の予備品、消耗品を市に引き渡すこと。

エ　施設の機能維持

受託者は、本件施設の設備・機器等を適切に管理し、本件施設の基本性能（「1（3）コ」参照）を事業実施期間にわたり維持すること。ただし、設備を改造した場合は､第三者機関により確認された性能を維持するものとする。

オ　改良保全

市と受託者は、本件施設の機能向上のための改良保全に関する計画を提案することができ、提案が行われた場合、市と受託者は協議すること。

カ　更新計画の作成

（ア）受託者は、事業実施期間内における施設の基本性能を維持するために、設備又は機器等の耐用年数を考慮した事業実施期間にわたる更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について、市の承諾を得ること。

（イ）受託者は、事業実施期間中に市が求める場合は、最新の更新計画を作成し、市に提出すること。作成した更新計画について、市の承諾を得ること。

（ウ）受託者は、更新計画の対象となる設備又は機器等について、更新計画を踏まえ、設備又は機器等の耐久度･消耗状況により、更新を行うこと。ただし、関係法令改正及び天災等不可抗力によるものは、受託者による設備又は機器等の更新の対象から除くものとする。なお、更新した設備又は機器等の所有権は市に帰属する。

キ　点検・検査計画の作成

（ア）受託者は、点検・検査計画に基づき、毎年度、施設の運転に支障がなく、効率的に実施できるような点検・検査実施計画書を作成･提出し、市

の承諾を得ること。
（イ）点検・検査実施計画書については、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載するものとし、毎年度別及び事業実施期間を通じたものをそれぞれ作成･提出し､市の承諾を得ること。
（ウ）全ての点検・検査は、運転の効率性を考慮し計画すること。
ク　点検・検査の実施と報告
（ア）受託者は、毎年度提出する点検・検査計画に基づいて点検・検査を実施すること。
（イ）受託者は、定期的な機能検査を毎年1回以上、精密機能検査を3年に1回以上、予め市と協議した内容で、市が認める第三者機関により実施すること。また、法定点検等を定期的に実施すること。
（ウ）日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、受託者は臨時点検を実施すること。
（エ）点検・検査に係る記録は適切に管理し、事業実施期間中または市との協議による期間の間、保管すること。
（オ）点検・検査結果報告書を作成し、市に提出・報告すること。
ケ　補修に関する考え方
　維持管理業務に含まれる補修とは、受託者が施設の基本性能を維持するために必要なプラント設備の修理及び機器更新（各機器により耐用期間が異なる。）並びに建築施設・設備の修理及び更新である。
コ　補修計画の作成
（ア）受託者は、事業実施期間を通じた補修計画を作成し、市に提出すること。作成した補修計画について、市の承諾を得ること。なお、補修計画策定に当たっては、季節変動（ごみ搬入量、外気温、浸出水発生量、原水水質等）を十分考慮すること。
（イ）事業実施期間を通じた補修計画は、点検・検査結果に基づき毎年度更新し、市に提出すること。更新した補修計画について、市の承諾を得ること。
（ウ）点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、市に提出すること。作成した各年度の補修計画は市の承諾を得ること。
サ　補修の実施
（ア）受託者は、点検・検査結果に基づき､施設の基本性能を維持するために補修を行うこと。
（イ）補修に際しては､補修工事施工計画書を市に提出し､承諾を得ること。
（ウ）各設備・機器の補修に係る記録は､適切に管理し、事業実施期間中または市との協議による期間の間、保管すること。
（エ）受託者が行うべき補修の範囲は以下のとおりである。(参考：図表２７ 補修の範囲)

① 点検・検査結果より、設備の基本性能を維持するための取替、調整
② 設備が故障した場合の修理、調整
③ 再発防止のための修理、調整

（オ）施設の設計、施工に起因する故障、天災等の不可抗力による損傷等受託者の責に帰さないものについては、受託者は補修の責を有さないが、臨機の措置を取り、遅滞無く市に報告・提出すること。

図表２７　補修の範囲

作業区分			概要	作業内容
点検	予防保全	日常点検	給油・点検清掃など簡易な保全作業により使用設備の維持管理をする。	給油・点検・清掃作業
		定期点検	故障を未然に防止するため、定期的に点検を行う。	巡回点検（日常点検のチェックと指導を併せて実施）
補修		定期点検整備	定期的に点検検査又は取替を行い、突発故障を未然に防止する。	分解点検検査、調整、取替・精度検査
		更正修理 （補修）	設備性能の劣化を回復させる（原則として設備全体を分解して行う修理をいう）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		予防修理	異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常点検等で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	緊急事後保全 （突発修理）	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく劣化したときに早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		通常事後保全 （事後修理）	経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整
		その他	その他維持補修	柵などの補修

※表中の業務は、プラント設備、建築施設・設備、外構のいずれにも該当する。

シ　施設の保全

受託者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備、防災設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に見学者等第三者が立ち入る場所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

ス　施設の清掃

受託者は、施設の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

（２）維持管理業務（ごみ焼却施設）

焼却施設を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

ア　点検・検査

維持管理における点検・検査例を図表２８に示す。

図表２８　点検・検査項目（参考）

No	項　目	法令・通知等	備　考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関す	

		る法律 維持管理 同法施行規則 精密機能検査	 3年に1回以上
2	計量機	計量法 定期検査	 2年に1回
3	クレーン	労働安全衛生法 検査証の有効期間等 クレーン等安全規則 定期自主検査（月例検査） 定期自主検査（年次検査） 性能検査	 有効期間の更新 1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回 2年以内ごとに1回
4	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	 保安規程
5	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	 6月に1回 1年に1回
6	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	 定期
7	ダイオキシン類濃度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	・排ガス　1検体×2炉 1年以内ごとに1回 ・飛灰　1検体（ﾀﾞｽﾄｻｲﾛ） 1年以内ごとに1回
8	ごみ質	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	年4回以上
9	焼却室出口温度	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則	常時
10	ばい煙 （硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素、窒素酸化物）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 大気汚染防止法	年2回以上
11	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

イ　排出物の性状分析

受託者は排出物の性状分析について、時期などを市と協議した上実施し、結果を報告提出すること。図表２９に例を示す。

図表２９　排出物の分析

項　目	内　容	検体数	測定頻度
飛灰固化物	・溶出試験（カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、アルキル水銀）	1検体	年1回

ウ　点検・検査の実施と報告

作成及び提出・報告する点検・検査結果には次の帳票を含めること。

（ア）現場点検リスト（共通系、1系、2系、分別）

（イ）ごみクレーン月例点検表

（ウ）電気月例点検表（受変電室）

（エ）ばいじん計月間点検表

（オ）塩化水素分析計月間点検表
（カ）煙道排ガス分析計月間点検表
（キ）ばいじん計年間点検表
（ク）塩化水素分析計年間点検表
（ケ）煙道排ガス分析計年間点検表
（コ）ドライブコントロールシステム（DCS）監視用帳票
（サ）その他、市より指示された帳票、点検表

（３）維持管理業務（粗大ごみ処理施設、手選別処理施設）

粗大ごみ処理施設を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

ア　施設の点検・検査

施設の点検には図表３０の内容を含めること。

図表３０　施設の点検（参考）

No	項目	概要	作業内容
1	日常点検	点検清掃等の簡易な保全作業により、仕様設備の維持管理を行う。	点検・清掃作業
2	定期点検	設備の異常を予知して、定期的に点検（週例、月例、3ヶ月点検）を行い、故障を未然に防止する。	巡回点検 日常保全のチェックと指導をあわせて実施

イ　維持管理における点検・検査

維持管理における点検・検査の例を図表３１に示す。

図表３１　点検・検査項目（参考）

No	項　目	法令・通知等	備　考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上
2	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程
3	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	6月に1回 1年に1回
4	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
5	フォークリフト、ホイールローダ、バックホー	労働安全衛生規則第151条の21 特定自主検査 定期自主検査	1月以内ごとに1回 1年以内ごとに1回
6	ガス検知計	計量法 定期検査	
7	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

（４）維持管理業務（既設最終処分場、新設最終処分場）

既設最終処分場を構成する各施設が、その目的にあった機能を十分発揮できるように適切な施設の維持管理を共通事項によるほか下記により行うこと。

ア　点検・検査

維持管理における点検・検査の例を図表３２に示す。

図表３２　点検・検査項目（参考）

No	項　目	法令・通知等	備　考
1	一般廃棄物処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 同法施行規則 精密機能検査	3年に1回以上
2	受配電設備	電気事業法 電気設備技術基準	保安規程
3	消防用設備	消防法 同法施行規則 点検 総合試験	6月に1回 1年に1回
4	危険物の貯蔵所	消防法 維持管理 点検	定期
5	その他必要な項目	関係法令	関係法令の規定

イ　水質分析

浸出水原水及び放流水の水質分析を以下のとおり実施すること。

（ア）原水

①　年4回以上：pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Cl、Ca

（イ）放流水

①　月1回以上：pH、BOD、COD、SS、T-N、T-P、Cl、Ca、大腸菌群数

②　年1回以上：基準省令における排水基準項目のうち、月1回以上の項目を除く全ての項目及びダイオキシン類

ウ　モニタリング井戸の管理

受託者は、地下水モニタリング井戸の点検を定期的に行い、適切な管理・補修を行うこと。

（５）維持管理業務（その他建築物・関連施設）

ア　建築物等の定義

（ア）建築物とは、本件施設のうち、土地に定着する工作物で、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいい、建築設備を含むものとする。

（イ）関連設備とは、建築物に設ける電気設備、通信設備、給排水設備・合併浄化槽、空調設備、防災・消防設備のほか、駐車場、構内道路、植栽等の外構、その他煙突、避雷針等を含むものとする。

イ　業務対象

建築物の屋根・外壁、内装（天井・壁・床）、建具、階段、付帯する工作物並びに建築設備、外構（植栽含む）、車両・重機等とする。

ウ　業務内容

（ア）建築物点検保守業務

受託者は、建築物施設の劣化に伴う機能低下を防ぎ、性能を維持するよ

う、建築物各所の点検・保守・修理を行う。また、敷地内の植栽帯を美観に配慮し維持すること。

（イ）建築設備維持管理業務

受託者は、建築設備の性能を維持し、円滑な業務遂行が可能となるように、建築設備の監視・点検・整備・保守管理を行う（法令点検も含む）。また、ビル管理法に基づく衛生環境の保持に努めること。

（ウ）その他関連設備等の機能維持

受託者は、設備・機器等を適切に管理し、その他関連設備等の基本性能（「1（3）コ」参照）を事業実施期間にわたり維持すること。

（エ）点検・検査

設備などの維持管理における点検・検査例を図表３３に示す。

図表３３　点検・検査項目（参考）

No	項　目	法令・通知等	備　考
1	消防設備・自動火災報知設備	消防法 定期点検	1年以内ごとに2回
2	給排水設備・ 合併浄化槽	水道法 浄化槽法	1年以内ごとに1回 1年以内ごとに1回

5　環境管理業務

（1）環境の保全

ア　受託者は、公害防止条件、関係法令等の環境保全基準を遵守すること。

イ　法改正等により環境保全基準を変更する必要が生じた場合は、市と協議すること。

ウ　受託者は、事業実施期間中、環境保全基準に係る協定書に基づき遵守状況を確認するために必要な測定項目・方法・頻度・時期等を定めた環境保全計画を作成・提出し、市の承諾を得ること。

エ　受託者は、環境保全計画に基づき、環境保全基準の遵守状況を確認すること。

オ　受託者は、環境保全基準の遵守状況について市に報告・提出すること。

（2）環境管理（既設最終処分場）

ア　受託者は、既設最終処分場に埋め立てた廃棄物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。

イ　受託者は、既設最終処分場に係るモニタリング等の計画を整理した環境管理計画を作成・提出し、市の承諾を得ること。

ウ　受託者は、既設最終処分場周縁の地下水について、事業期間終了まで、継続的なモニタリングを実施すること。

（ア）月１回以上：塩化物イオン濃度、電気伝導率

（イ）年 1 回以上：図表３４に示す水質項目及び過マンガン酸カリウム消費量、カルシウム濃度及びダイオキシン類濃度

図表３４　地下水水質基準

項　　目	基　　準
カドミウム	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
全シアン	検出されないこと
鉛	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
六価クロム	1 リットルにつき 0.05 ミリグラム以下
砒素	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
総水銀	1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下
アルキル水銀	検出されないこと
PCB	検出されないこと
ジクロロメタン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
四塩化炭素	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
1,2－ジクロロエタン	1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下
1,1－ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
シス 1,2－ジクロロエチレン	1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下
1,1,1－トリクロロエタン	1 リットルにつき 1 ミリグラム以下
1,1,2－トリクロロエタン	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
トリクロロエチレン	1 リットルにつき 0.03 ミリグラム以下
テトラクロロエチレン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下
1,3－ジクロロプロペン	1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下
チウラム	1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下
シマジン	1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下
チオベンカルブ	1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下
ベンゼン	1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下

セレン	1リットルにつき0.01ミリグラム以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1リットルにつき10ミリグラム以下
ふっ素	1リットルにつき0.8ミリグラム以下
ほう素	1リットルにつき1ミリグラム以下

エ　受託者は、発生ガスについて、最終覆土の施工後、廃止が確認できるまで、継続的なモニタリングを実施すること。埋立地内より発生しているガスの状況をモニタリング孔にて定期的に測定し報告書を提出すること。測定項目は、発生量および成分濃度とする。測定の頻度は当面1回/年とし、ガス発生量等の状況に応じて測定の頻度を見直す。測定項目等を図表３５に示す。

図表３５　発生ガスの測定項目

測定項目	単位
メタン	%
二酸化炭素	%
酸素	%
窒素	%
アンモニア	ppm
硫化水素	ppm
発生ガス	cm^3/min

（3）環境管理（新設最終処分場）

ア　受託者は、新設最終処分場に埋め立てた廃棄物、浸出水及び発生ガス等が周辺環境に影響を及ぼすことがないように、定期的な観測及び未然防止対策を講ずること。

イ　受託者は、新設最終処分場に係るモニタリング等の計画を整理した環境管理計画を作成・提出し、市の承諾を得ること。

ウ　受託者は、新設最終処分場周縁の地下水について、事業期間終了まで、継続的なモニタリングを実施すること。

（ア）月１回以上：塩化物イオン濃度、電気伝導率

（イ）年 1 回以上：図表３４に示す水質項目及び過マンガン酸カリウム消費量、カルシウム濃度及びダイオキシン類濃度

6　防災管理業務

（1）二次災害の防止

受託者は、天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び本件施設へ与える影響を最小限に抑えるように本件施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めること。

（2）緊急対応マニュアルの作成

受託者は、緊急時における人身の安全確保、本件施設の安全停止、本件施設の復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成・提出し、市の承諾を得ること。また、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、受託者は、作成した緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善をし、市に報告・提出すること。

（3）自主防災組織の整備

受託者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、警察、消防及び市等への連絡体制を整備し、速やかに市に報告・提出すること。なお、体制を変更した場合も、速やかに市に報告・提出すること。

（4）防災訓練の実施

受託者は、緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。また、訓練等の結果について速やかに市へ報告書を提出すること。

（5）事故報告書の作成

受託者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

7　その他関連業務

（1）清掃

受託者は、本件施設敷地内の清掃計画を作成し、本件施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

（2）植栽管理

受託者は、本件施設に係る景観を損なわないよう、植栽等の維持管理（剪定、刈込、除草等）を定期的に行うこと。本管理業務の対象範囲は、本件施設敷地内の植栽等とし、植栽管理に関する要領書を作成し、市の承諾を得るものとする。なお、枯木については原則として補植を行うことは要しないが、植栽管理に著しい問題があると市において判断される場合は、この限りではない。

（3）除雪

受託者は、冬期間本事業を円滑に推進するため、必要に応じ本件施設内の除雪を行うこと。

（4）保険

受託者は、事業実施期間中に生じ得るリスク管理に係る方針・対策について検討する共に、本事業の運用上必要と考える保険に加入すること。

8　市が実施する業務

（1）ごみの減量化、資源化の啓発・普及

市は、市民に対して広報活動及び啓発活動を行うことにより、ごみの減量化と資源化を推進するとともに、本件施設への処理不適物の混入を未然に防止するよう努める。なお、市では「その他紙製容器包装」の分別収集について今後検討することとしている。

（2）処理対象物となる一般廃棄物の搬入

市は、受託者と締結する契約に基づき、本件施設に処理対象物を搬入する。

（3）本事業の実施状況監視

市は、受託者により実施される運営維持管理業務の状況について必要な監視を行う。

実施状況の監視は、本件施設に備えられた測定機器により得られる各種データ及び受託者から提出される各種報告書により行う。また、市は、必要に応じて、自らの負担において本件施設に係る計測及び分析を行うことができる。

（4）施設見学者等への対応支援

市は、受託者が行う本件施設への見学者及び行政視察などへの対応に関して必要な支援を行う。

（5）委託費の支払

市は、本件施設の運営維持管理に要する対価（以下「処理委託料」という。）を運営期間にわたって受託者に支払う。

９　リスクマネジメント

（１）目標値の遵守

市は、環境への負荷を軽減するために、排ガス、放流水及び熱しゃく減量について目標値を設ける。

受託者は、自ら実施した環境計測又は市の測定結果において、排ガス、放流水及び熱しゃく減量が、図表３、図表４、図表６、図表７に示す目標値を上回った場合は、以下のアからキまでの手続きにおいて平常運転状態への復帰を図ることにする。

ア　目標値を逸脱した原因と責任の究明
イ　追加計測結果等を踏まえた、受託者による改善計画の提案
ウ　改善作業への着手
エ　改善作業の完了確認
オ　通常運転の再開
カ　運転データの確認
キ　目標値の逸脱状態から平常運転状態への復帰

なお、市による改善計画の確認、本件施設の改善作業の完了の確認等に際し、市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。

（２）運転の即時停止

受託者は、自ら実施した環境計測又は市の測定結果において、排ガス、放流水及び熱しゃく減量が、法で定める基準を１項目でも上回った場合は、速やかに本件施設の運転を停止した上で、以下のアからキまでの手続きにおいて本件施設の運転再開を行うものとする。

ア　停止に至った原因と責任の究明
イ　受託者による本件施設の復旧計画の提案
ウ　復旧作業への着手
エ　復旧作業の完了確認
オ　復旧のための試運転の開始
カ　運転データの確認
キ　本件施設の運転再開

なお、市による復旧計画の確認、本件施設の復旧作業の完了の確認等に際し、市は専門的な知見を有する有識者等に助言を求めることができるものとする。